

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則等の一部改正について

1 改正の理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正を行う規則

- (1) 教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則
- (2) 夜間学級担当手当に関する規則

3 改正の内容

項ずれに伴う改正

- (1) 教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則
市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第6項 → 第4項
- (2) 夜間学級担当手当に関する規則
市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第8項及び第9項 → 第6項及び第7項

4 施行期日

令和8年1月1日

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則及び夜間学級担当手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第 1 号

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則及び夜間学級担当手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則（昭和53年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）<u>第4条第6項</u>及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年宮崎県条例第10号）第6条第1項の規定に基づき、教育業務連絡指導手当の支給を受ける主任等の範囲を定めるものとする。</p> <p>(主任等の範囲)</p> <p>第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例<u>第4条第6項</u>及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項に規定する教育委員会の定めるものは、次の表の左欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる規模の学校又は学年に置かれる同表右</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）<u>第4条第4項</u>及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年宮崎県条例第10号）第6条第1項の規定に基づき、教育業務連絡指導手当の支給を受ける主任等の範囲を定めるものとする。</p> <p>(主任等の範囲)</p> <p>第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例<u>第4条第4項</u>及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項に規定する教育委員会の定めるものは、次の表の左欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる規模の学校又は学年に置かれる同表右</p>

欄に掲げる主任等とする。

[略]

欄に掲げる主任等とする。

[略]

(夜間学級担当手当に関する規則の一部改正)

第2条 夜間学級担当手当に関する規則（令和6年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。） <u>第4条第8項</u> 及び <u>第9項</u> 並びに第10条の規定に基づき、夜間学級担当手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。） <u>第4条第6項</u> 及び <u>第7項</u> 並びに第10条の規定に基づき、夜間学級担当手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(管理職手当を受ける職員の夜間学級担当手当) 第2条 条例 <u>第4条第8項</u> 及び <u>第9項</u> の規定により管理職手当を受ける校長、副校長及び教頭に支給する夜間学級担当手当の支給割合はそれぞれ 100分の 4 とする。	(管理職手当を受ける職員の夜間学級担当手当) 第2条 条例 <u>第4条第6項</u> 及び <u>第7項</u> の規定により管理職手当を受ける校長、副校長及び教頭に支給する夜間学級担当手当の支給割合はそれぞれ 100分の 4 とする。
(定年前再任用短時間勤務職員等の夜間学級担当手当の額の端数計算) 第4条 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第 110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、	(定年前再任用短時間勤務職員等の夜間学級担当手当の額の端数計算) 第4条 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第 110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、

条例第4条第8項及び第9項の規定による夜間学級担当手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の夜間学級担当手当の額とする。

条例第4条第6項及び第7項の規定による夜間学級担当手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の夜間学級担当手当の額とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。